（第三十二號）　（郵便物認可）　時事新報　明治廿四年十二月六日　（丙寅）

時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり　時事新報には毎號詳細なる商況物價の報告あり

第三千二百五號　明治廿四年十二月六日　日曜日　（丙寅）
（西暦一千八百九十一年）

出千前六時三十八分　入千後四時十六分
月出千前十時五十九分　月入千後八時九分
鎖鑰午後八時三十一分

時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價郵送料共左の如し

一枚二錢〇一箇月前金十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓〇月曜日休刊

〇時事新報社より直接に郵送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢ノ郵便料ヲ申受ク

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上	七日以上
一行	二付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿に付

東京廣下を始め各府縣に通信社あるものありて毎より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を賑すこと多し各社同一の記事を掲ぐるあり寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯樣の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達するもの事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に向け報道記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報

國會解散

時々風聞の風說に據れば今期の議會は官民共に意氣組あるの際にして其間の衝突は到底免る可らず政府にても既に解散の電信を定め内々その用意に着手したりなど傳ふるものあり抑も官民間の反目は年來の事にして其激烈の至て深きもののあれば突然政治の討論場を開きなどすれば民を直接に接せしむるは恰も火と水とを混交するに似たるものならん衝突は固より眼前の事にして策の得たるものあらば可なり苟も左れば政府に於て意々隱約の通り解散を斷行するの覺悟ならば何は兎もあれ其開設に先ちて國事の處置を改め當局者自から卒先して貢業償約を勵し節減し繁文を省略し我目を改正するの實を擧げ以て民望を收めて反對の感情を消滅せざる可からず然るに政府は幾回か注意勸告を試み丁寧反覆力を盡したれども當局者には曾て其遠の考もなかりしかば遂に今日の如き有樣に陷りたるが如し政府は依然として最も云ふ可からざる地位に在り而して國會の解散は政府の意の如くならざるも亦た自ら其勢の許さゞる所なれば假令ひ當局者に當らざるも自から同志の政友を求めて陰に陽に撰擧の競爭を試みざるを得ず今日の事情に於ては政府の手配さへ行屆けば或は多數を制するの目的を達することも亦た難からざるが如し

然るに政府は此點に注意するの模樣なきのみならず却て之に反して多數を制せんとするの策略を取るが如し其策略とは何ぞや曰く撰擧干渉是なり

撰擧干渉は固より政府の常に試みる所にして今更に怪むに足らざるが如しと雖も其干渉の程度に於ては從來未だ曾て見ざる所にして其干渉の手段は實に驚くの外なし

抑も撰擧干渉の目的は何ぞや曰く政府の意に從ふ者を撰擧せしめんとするに在り

政府の意に從ふ者とは何ぞや曰く政府の黨派を組織する者を云ふなり

政府の黨派とは何ぞや曰く政府の爲めに撰擧の運動を爲す者を云ふなり

政府の爲めに撰擧の運動を爲す者とは何ぞや曰く政府の爲めに金を使ふ者を云ふなり

政府の爲めに金を使ふ者とは何ぞや曰く政府の爲めに國家の金を使ふ者を云ふなり

國家の金とは何ぞや曰く人民の納むる所の租稅を云ふなり

人民の納むる所の租稅を以て政府の爲めに撰擧の運動を爲す者に與へんとするの策略なり

政府の爲めに撰擧の運動を爲す者とは何ぞや曰く政府の爲めに人民の膏血を絞る者を云ふなり

政府の爲めに人民の膏血を絞る者とは何ぞや曰く政府の爲めに人民の權利を蹂躙する者を云ふなり

人民の權利を蹂躙する者とは何ぞや曰く政府の爲めに人民の自由を束縛する者を云ふなり

政府の爲めに人民の自由を束縛する者とは何ぞや曰く政府の爲めに人民の言論を壓制する者を云ふなり

政府の爲めに人民の言論を壓制する者とは何ぞや曰く政府の爲めに人民の集會を禁ずる者を云ふなり

政府の爲めに人民の集會を禁ずる者とは何ぞや曰く政府の爲めに人民の結社を禁ずる者を云ふなり

政府の爲めに人民の結社を禁ずる者とは何ぞや曰く政府の爲めに人民の出版を禁ずる者を云ふなり

政府の爲めに人民の出版を禁ずる者とは何ぞや曰く政府の爲めに人民の學問を禁ずる者を云ふなり

政府の爲めに人民の學問を禁ずる者とは何ぞや曰く政府の爲めに人民の智識を禁ずる者を云ふなり

政府の爲めに人民の智識を禁ずる者とは何ぞや曰く政府の爲めに人民の進歩を禁ずる者を云ふなり

政府の爲めに人民の進歩を禁ずる者とは何ぞや曰く政府の爲めに人民の開化を禁ずる者を云ふなり

政府の爲めに人民の開化を禁ずる者とは何ぞや曰く政府の爲めに人民の文明を禁ずる者を云ふなり

政府の爲めに人民の文明を禁ずる者とは何ぞや曰く政府の爲めに人民の幸福を禁ずる者を云ふなり

政府の爲めに人民の幸福を禁ずる者とは何ぞや曰く政府の爲めに人民の生命を禁ずる者を云ふなり

政府の爲めに人民の生命を禁ずる者とは何ぞや曰く政府の爲めに人民の死を禁ずる者を云ふなり

政府の爲めに人民の死を禁ずる者とは何ぞや曰く政府の爲めに人民の不死を禁ずる者を云ふなり

政府の爲めに人民の不死を禁ずる者とは何ぞや曰く政府の爲めに人民の永遠を禁ずる者を云ふなり

政府の爲めに人民の永遠を禁ずる者とは何ぞや曰く政府の爲めに人民の無窮を禁ずる者を云ふなり

政府の爲めに人民の無窮を禁ずる者とは何ぞや曰く政府の爲めに人民の……

（以下、同一の文句が繰り返されて終わる）

蟻蜂が斧、鷹掌を攫す（外國笑話意譯）

法螺尾爾太郎は田舍にて小手の利たる能辨才子所謂る鳥あき型の蝙蝠にして年の頃は二十四五にてもあらんか、東京へは二三度往通ひし又諸國をゴロッキ歩きたる廉をもて村にては誰とて口答への出來ぬ物知りなり扨も爾太郎は此度、同村の長者、孫十旦那が東京の見物祕藏の娘お丸も同行と聞き込みたれば是非お隨行いたしたいもと直に小氣に申し入れたるに彼方は固より望む所なり殊に彼奴は才子あれば事に由たら死水も汲で貰ひたく夫れに娘も如何やら餘り外々しき樣振も見せずと深く心に思案して承知致せりと計りの返答に壞て共々東京へ出で來りけるが或る日、爾太郎は强顏しくもお丸さんと御一處に動物園の見物に參りたり御在ますと云ふに孫十夫婦はイヤ夫れは止しにさッしやいと否めども固より饅頭皮の爾太郎なれば押返して旦那、夫りや田舍ではさうでも御在ませうが東京じや今時そんな野暮は云ひませんせ是非お讓樣のお隨行を願ひますと云ひけるにぞ唯何事も不案內の老人夫婦、夫れだと云ふて世間體もあるみッちやに由て如斯なさい乳母のお角のを伴れて行かッしやいと云はれて心中竊かに不平あれども爰等が淺く勝つと云ふ奴だと思案してヘイ宜しうがす夫んならお角さんと野生がお讓樣のお隨行と致しやせうと相談漸く整ひ三人打ち伴れ立ちて動物園の中へ入りけるが先づ第一に觀たるは丹頂の鶴なり其處で

爾太郎　ふんな容色の惡い鶴は見たゝとがありやせんお丸　夫れでもあの嘴は見事に尖って居るじやなかッ

尖って居るたって何だって彼奴の嘴は小楊枝見たやうなもんです夫れに引替へ野生が先年那須野ケ原で摑み殺した丹頂の鶴はッ夫りや如斯ヤニッコイ物じやありませんでしたお野生の背中を忌と云ふ程突き通し上って夫れが爲め今に野生の背中にや五寸四方の穴が開いて居ますせ阿鐵は御存じありませんか

と兎角、强氣の大言を吐く爾太郎が心の底と云ッぱお角は平々凡々の田舍娘ゥにして取るに足らず又お丸とて唯白粉をコテ〳〵塗り付けて揉ろの紅を落すまじとれ帝口をスゥ〳〵ホゥ〳〵やりながら唇を庇保て居る阿太爾なれば容色の良いの惡いのと論に成たる貨物ではなけれども何にしても長者の娘たるには相違なければ都合に由ッちや妻子に成ても辭退はせぬと絶ゑ間なく太き所存あれば兎角お丸に首ったけ思ひ付れんとの計策あり此方も否にはあらね稻丹の誘ふ水もあらばば流れ寄りたき風情にて唯感服して爾太郎が功名談を聽くのみ

お丸は之を聞いてお前の背中の疵は未だ見たみとがあいと云ふにぞ何れ其中、御覽に入れませうと恥みを運ばし其次きの籠の中には二三疋の獸ありて照ど貼札したりお丸は之を見て

オヤマア爰には熊と云ふものが居るよと云ふに爾太郎は遙かさきふんお者生は驚くにや足りやせん野生がニーと吠れ〳〵文政二年の江戶の大地震の翌年、北海邊で熊を殺したるとがありやしたけがと云ふに有お丸は驚きて

オヤマア厭しいお前は熊を殺したとがあるのかへ

爾太郎は透かさず

時事新報には毎號詳細なる商況物價の報告あり

時事新報

時事新報定價

時事新報廣告料（前金）

本社へ寄稿に付

時事新報

國會解散

蟻蜂が斧、鷹掌を攫す（外國笑話意譯）